

答 申 書

令和元年 10 月 30 日
神奈川県いじめ防止対策調査会

目 次

■ 第1章 はじめに	1
■ 第2章 会議の開催経過	2
第1 県教委から本会への諮問事項	2
第2 本会の開催経過	2
■ 第3章 提言	3
第1 調査結果の公表の意義（目的）	3
第2 勘案すべき要素	3
(1) 事案の内容や重大性	3
(2) 被害児童生徒・保護者の意向	4
(3) 公表した場合の児童生徒への影響	4
第3 公表の方法	5
(1) 基本認識	5
(2) 被害を受けた側の意向	5
(3) 公表資料	5
(4) 公表方法	6
(5) 公表する期間	6
■ 第4章 おわりに	7
■ 神奈川県いじめ防止対策調査会（第3期）委員名簿	8

第1章 はじめに

神奈川県いじめ防止対策調査会（以下「本会」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の施行を受け、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関する重要事項の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するために、平成26年4月に同法第14条第3項の規定に基づき神奈川県教育委員会（以下「県教委」という。）の附属機関として設置された会議である。

本会の委員は、学識経験者、弁護士、精神科医、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、PTA代表者の学識委員11名と、県立高等学校長、県立特別支援学校長、市教育委員会代表、町村教育委員会代表各1名の計15名で構成され、平成30年6月に開催された第1回会議から、令和元年10月に開催された第6回会議まで、県教委から諮問された事項について、各委員がそれぞれの立場・知見から広く協議してきた。

今般、任期2年の第3期委員による検討結果を、本会の答申として提出するものであるが、学校や教育委員会がいじめに関する取組をより実効的に行うための一助となれば幸いである。

第2章 会議の開催経過

第1 県教委から本会への諮問事項

平成30年6月7日付で、次の件について諮問された。

いじめの重大事態に関する調査結果の公表及び活用のあり方について

神奈川県いじめ防止基本方針では、いじめの重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表するとしている。

これまで、県教委は、被害児童・生徒及び保護者の同意がない場合は公表しない判断をしてきたが、同種の事態の発生防止の観点からは、調査結果をいかに共有し、社会全体でいじめ問題を考える契機にするかが課題となっているため、本会に諮問された。

第2 本会の開催経過

本会は、県教委からの諮問を受け、平成30年6月に開催された第1回会議から令和元年10月に開催された第6回会議まで、計6回の会議で検討を重ねてきた。

第1回会議 平成30年6月18日（月）

開催場所：波止場会館 1階多目的ホール

第2回会議 平成30年10月18日（木）

開催場所：神奈川県教育委員会 委員会会議室

第3回会議 平成31年1月21日（月）

開催場所：神奈川県教育委員会 委員会会議室

第4回会議 平成31年3月14日（木）

開催場所：神奈川自治会館 会議室

第5回会議 令和元年7月22日（月）

開催場所：波止場会館 4階大会議室

第6回会議 令和元年10月30日（水）

開催場所：波止場会館 4階大会議室

第3章 提言

第1 調査結果の公表の意義 (目的)

いじめの重大事態の調査結果の公表については、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)で、(1)事案の内容や重大性、(2)被害児童生徒・保護者の意向、(3)公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましいとされている。

一方、公表の意義については、ガイドライン等に記載はないが、いじめの重大事態の調査の目的が、当該事案の事実関係の解明及び同種の事態の発生防止であることから、公表の意義としては、次の3点に集約できると考えられる。

- ・ 同種の事態の発生防止を含む、いじめ問題への学校等の対応や未然防止に活かすことができる。
- ・ 学校及び学校設置者の当該事案への対応について、社会的な評価を受けることができる。
- ・ いじめの重大事態の調査に係る経過や手続等を示すことができる。

第2 勘案すべき要素

「ガイドライン」で「総合的に勘案して、適切に判断する」としている各要素について次のとおり考察する。

(1) 事案の内容や重大性

いじめの重大事態の定義については、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされ、一般的には深刻な事態であると考えられる。

調査結果の公表に当たって、警察の捜査や裁判所の審判に影響する等の具体的な状況がなくとも、当該の児童・生徒にとって、どの事案も「重大」なことと考えるべきであり、そうした観点からとらえると、事案の内容や重大性を勘案して公表の適否を判断することは適切ではないと考える。

(2) 被害児童生徒・保護者の意向

いじめの重大事態の調査結果の公表の適否を判断するに当たって、被害者側の意向は重要な要素である。「ガイドライン」においては、調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認することとされている。

いじめに関する社会的な関心の高まりに加えて、高度に情報化された現代社会においては、公表の内容や方法によっては、被害者側に耐えがたい二次被害を及ぼす可能性もあることから、事実関係は明らかにしたいが公表は望まないといった被害者側の意向は十分理解でき、そうした思いに寄り添っていくことが重要である。

また、公表自体は了承するが、公表する内容について、被害者側の理解が得られない場合も想定される。特に、加害者側への制裁の意味合いで、特定の個人が識別できる内容の公表を望むようなケースは、調査の趣旨に反するものであり、受け入れることはできない。

さらに、公表について、被害児童・生徒とその保護者の意向が異なる場合も考えられる。法律上は、未成年の場合は、保護者が「代理権」を持っているが、児童・生徒の年齢を根拠に、その意向に反して保護者の意向だけで決定してよいとは考えられないため、丁寧に双方の意向を確認し、調整することが求められる。

(3) 公表した場合の児童生徒への影響

調査結果については、加害者側も含めて当事者である児童・生徒の個人情報が多く含まれており、公表された内容が二次情報として扱われ、その情報が正確性を欠いていたり、意図的に歪められた形で外部に伝わる可能性は否定できない。

また、調査会が聴き取り等の調査を重ねても、確認しきれない部分が残ることも考えられ、このような背景を考慮せずに、事案についての評価や認識が定まってしまう懸念も生じる。

さらに近年では、SNSなどのコミュニケーションツールを通じて、個人情報が拡散される傾向があり、こうしたことが実際に起きれば、関係する児童・生徒への影響は計り知れないものがある点に留意すべきである。

第3 公表の方法

(1) 基本認識

勘案すべき要素についての考察を踏まえた上で、本会では、県立学校におけるいじめの重大事態の調査結果について、原則としてすべての事案を公表するよう提言する。

社会全体でいじめ問題に取り組むためには、調査によって明らかになった事実関係や学校・教育委員会の対応などを教訓として活かす必要がある。

そのためには、被害者側の意向や関係する児童・生徒に配慮しながら、かつ、公表の意義と公表による様々な影響を比較衡量した上で、調査結果について、可能な限り社会全体で共有することが求められていると考える。

(2) 被害を受けた側の意向

公表についての被害者側の意向は、公表するか否かを勘案する際の重要な要素であるが、被害者側の意向のみで何も公表しないとすることは、本会としては、適当ではないと考える。

公表については、被害者側の意向には極力沿うべきだと考えるが、被害者側の理解が得られない場合でも、事案の詳細は記載せず、再発防止策を重点的に示すことも可能であり、公表の意義からすれば、仮に再発防止策だけであっても、公表に係る目的はある程度達し得ると考えられる。

公表に係る被害者側への対応については、児童・生徒及び保護者の感情にも十分配慮した上で、公表の趣旨を丁寧に説明し、どこまで公開してよいのか、その範囲についても十分調整する必要がある。

また、未成年者の保護者に「代理権」があるとしても、保護者の意向だけでなく、児童・生徒の発達段階を踏まえて、児童・生徒本人も含めた上で公表の意向を確認する必要がある。

さらに、加害者とされる児童・生徒への配慮も必要となる。特定の個人が識別されるような情報は、たとえ被害者側が希望しても、応じられないことを明確に伝えるべきである。

(3) 公表資料

公表資料の内容としては、調査報告書の一部を黒塗りするものと調査報告書をもとに概要をまとめるもの（以下「概要版」という。）を考えられ、どちらの内容で公表するかは、公表に係る被害者側の意向を踏まえてなされることが望ましい。

例えば、被害者側が公表を容認する場合は、個人名や学校名など個人が識別される箇所を最小限黒塗り（記号化を含む。）にした調査報告書での

公表が最も事実を詳細に伝えられる一方で、被害者側が公表を望まない場合は、広範に黒塗りした調査報告書での公表よりも概要版での公表の方が、全体像が分かりやすい。

ただし、概要版による場合には、全体像を分かりやすくすることに意識が行き過ぎ、結果的に、概要版が調査結果の内容を意図的に変えたと受け取られないよう留意する必要がある。

概要版の作成主体については、公表自体は学校設置者である県教委主体で行うことが望ましいため、調査結果をもとに県教委が概要版を作成すべきであるが、調査結果を意図的に変えたとの疑義が生ずることを防ぐためにも、調査報告書を作成した委員によるチェックが必要である。

概要版の作成について、県教委は被害者側との調整に加え、委員のチェックを受けることになり、また、被害者側の感情面に配慮しながら進める必要があることから、相当な時間と労力を要することは想像に難くない。

被害者側との調整は、極力丁寧に行う必要があるが、事案によっては、公表に関して被害者側と折り合いがつかない場合も考えられる。

そうした場合には、関係児童・生徒に配慮しつつ、社会通念上妥当と考えられる調整を行った上で、委員の意見を踏まえながら、最終的には県教委の判断により、公表することもあり得る。

(4) 公表方法

公表に当たっては、記者会見、記者への資料提供、県ホームページへの掲載等の方法が考えられる。

公表については、被害者側の意向によって、どこまで内容を示せるか異なるため、どの方法によるかは、事案ごとに検討することが望ましい。

(5) 公表する期間

公表する期間については、前述のとおり、被害者側の感情に十分配慮した上で、被害者側に公表の趣旨を丁寧に説明し、どこまで公開してよいかについて十分に調整することを前提に、同種の事態の発生防止を含むいじめ問題への対応に活かすために広く知らせるという趣旨から、県ホームページに掲載する場合は、原則として期間を定めず掲載しておくことが望まれる。

ただし、公表中に、被害者側の公表に対する考えに変化が生じるなど公表の継続が困難な事情が生じた場合は、公表を中止し、又は公表内容を一部変更することもあり得るものと考える。

第4章 おわりに

いじめの重大事態に関する調査結果については、個人情報保護等の観点を踏まえつつ、広く共有され、同種の事態の発生防止に供されることが望ましい。

そのためにも、県教委及び学校は、被害を受けた児童・生徒及び保護者に公表の趣旨を説明し、その理解を得るために努力することが求められる。

また、県教委及び学校は、いじめの重大事態への対応に関して、調査報告書に示された提言を真摯に受け止め、同種の事態の発生防止のために対策を講じる必要がある。

例えば、公表された調査結果を教職員が共有することで、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等につながることも考えられ、そのためには、県教委が自らの事案のみならず、公表されているいじめの重大事態の調査報告書から得られる教訓を蓄積して、いじめ問題に関する教職員対象の研修資料等を作成し、学校現場にフィードバックするといった取組も有効と考えられる。

調査結果の積極的な公表により、当該いじめ事案への対応について社会的な評価を受けることに加え、いじめの問題について社会全体の理解が深まり、家庭や地域が協力していじめ防止に取り組む機運が醸成されることも期待できる。

県教委は、本答申に基づき、いじめの重大事態に関する結果の公表及びその活用について速やかに検討に移し、実施することが望まれる。

最後に、児童・生徒がいじめによって重大事態に陥るようなことがないよう、すべての児童・生徒にとって安全・安心な学校生活が保障されることを委員一同心より願っている。

神奈川県いじめ防止対策調査会（第3期）委員名簿

定数 15 名 任期 2 年

役職	選出区分	氏名	任期	備考
会長	学識経験者 (団体)	柳生 和男	平成 30 年 4 月 26 日 ～令和 2 年 4 月 25 日	特定非営利活動法人 J - E N E P 理事長
副会長	学識経験者 (団体)	金子 英孝	同 上	聖徳大学教授
	学識経験者 (団体)	小池 拓也	同 上	弁護士
	学識経験者 (団体)	大滝 紀宏	同 上	精神科医
	学識経験者 (団体)	上田 順一	同 上	臨床心理士
	学識経験者 (団体)	静井 こずえ	同 上	神奈川県立高等学校 P T A 連合会顧問
	学識経験者 (団体)	佐藤 みのり	同 上	弁護士
	学識経験者 (団体)	荒井 宏	同 上	精神科医
	学識経験者 (団体)	永田 麻里	同 上	臨床心理士
	学識経験者 (団体)	小島 操子	同 上	社会福祉士
	学識経験者 (団体)	大谷 正昭	同 上	精神保健福祉士
	行政機関 (団体)	瀬高 真一郎	同 上	神奈川県立市ヶ尾高等 学校長
	行政機関 (団体)	鈴木 英資	平成 31 年 4 月 26 日 ～令和 2 年 4 月 25 日	神奈川県立金沢養護学 校長
	行政機関 (団体)	近藤 順子	同 上	秦野市教育委員会参事兼教 育指導課長兼教育研究所長
	行政機関 (団体)	森脇 誠潔	同 上	寒川町教育委員会学校 教育課指導主事

※任期途中で交代した委員

	行政機関 (団体)	佐藤 雅己	平成 30 年 4 月 26 日 ～平成 31 年 4 月 25 日	神奈川県立高津養護学 校長
	行政機関 (団体)	佐藤 直樹	同 上	秦野市教育委員会参事兼教 育指導課長兼教育研究所長
	行政機関 (団体)	小林 くみ	同 上	寒川町教育委員会学校 教育課指導主事